

県政経営会議資料
令和6年(2024年)8月27日
健康医療福祉部障害福祉課

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立障害者福祉センターについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧						新						
本則および付則 省略 別表（第6条、第15条関係） 1 プール (1) 貸切り使用						本則および付則 省略 別表（第6条、第15条関係） 1 プール (1) 貸切り使用						
区分	金額					区分	金額					
	午前	午後			夜間		午前	午後			夜間	
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高校	午前9時30分から正午まで	正午から午後1時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後4時30分から午後5時	午後5時30分から午後8時30分まで	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高校	午前9時30分から正午まで	正午から午後1時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後4時30分から午後5時	午後5時30分から午後8時30分まで	
等学校、中等教育学校等またはこれらに關係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する	平水	円 2,910	円 1,810	円 6,310	円 1,810	円 8,200	平水	円 3,060	円 1,900	円 6,630	円 1,900	円 8,610
	温水	5,680	3,540	12,400	3,540	16,400	温水	5,960	3,720	13,020	3,720	17,220

場合						
その他の場合	平水	6,810	3,120	10,900	3,120	16,400
	温水	11,200	7,170	25,100	7,170	31,500

(2) 個人使用

区分	金額	
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平水	円 1人1回につき 300
	温水	同 440
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	平水	同 390
	温水	同 490
その他の者	平水	同 560
	温水	同 750

2 アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	金額				
	午前	午後		夜間	
	午前9時30分	正午から午後1時から	午後4時30分から	午後5時30分から	

場合						
その他の場合	平水	7,150	3,280	11,450	3,280	17,220
	温水	11,760	7,530	26,360	7,530	33,080

(2) 個人使用

区分	金額	
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平水	円 1人1回につき 320
	温水	同 460
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	平水	同 410
	温水	同 510
その他の者	平水	同 590
	温水	同 790

2 アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	金額				
	午前	午後		夜間	
	午前9時30分	正午から午後1時から	午後4時30分から	午後5時30分から	

	から正 午まで	1時ま で	午後4 時30分 まで	から午 後5時 30分ま で	午後8時 30分まで
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 <u>2,140</u>	円 <u>1,520</u>	円 <u>5,310</u>	円 <u>1,520</u>	円 <u>5,160</u>
その他の場合	円 <u>4,540</u>	円 <u>3,030</u>	円 <u>10,600</u>	円 <u>3,030</u>	円 <u>10,400</u>

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1人2時間につき <u>240</u>
生徒等	同 <u>390</u>
その他の者	同 <u>560</u>

3 小アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	金額				
	午前	午後		夜間	
午前9時30分から正午まで	正午から午後1時まで	午後1時から午後4時30分	午後4時30分から午後5時30分	午後5時30分から午後8時	

	から正 午まで	1時ま で	午後4 時30分 まで	から午 後5時 30分ま で	午後8時 30分まで
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 <u>2,250</u>	円 <u>1,600</u>	円 <u>5,580</u>	円 <u>1,600</u>	円 <u>5,420</u>
その他の場合	円 <u>4,770</u>	円 <u>3,180</u>	円 <u>11,130</u>	円 <u>3,180</u>	円 <u>10,920</u>

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1人2時間につき <u>250</u>
生徒等	同 <u>410</u>
その他の者	同 <u>590</u>

3 小アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	金額				
	午前	午後		夜間	
午前9時30分から正午まで	正午から午後1時まで	午後1時から午後4時30分	午後4時30分から午後5時30分	午後5時30分から午後8時	

		まで	30分ま で	
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 <u>750</u>	円 <u>540</u>	円 <u>1,890</u>	円 <u>540</u>
その他の場合	円 <u>1,510</u>	円 <u>1,080</u>	円 <u>3,780</u>	円 <u>1,080</u>
				円 <u>1,760</u>

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1人2時間につき <u>240</u>
生徒等	同 <u>390</u>
その他の者	同 <u>560</u>

4 トレーニング室

区分	金額
幼児等およびその引率者	円 1人2時間につき <u>240</u>
生徒等およびその引率者	同 <u>390</u>
その他の者	同 <u>560</u>

5 アーチェリー場

区分	金額
生徒等	円 1人1回につき <u>390</u>

		まで	30分ま で	
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 <u>790</u>	円 <u>570</u>	円 <u>1,980</u>	円 <u>570</u>
その他の場合	円 <u>1,590</u>	円 <u>1,130</u>	円 <u>3,970</u>	円 <u>1,130</u>
				円 <u>1,850</u>

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1人2時間につき <u>250</u>
生徒等	同 <u>410</u>
その他の者	同 <u>590</u>

4 トレーニング室

区分	金額
幼児等およびその引率者	円 1人2時間につき <u>250</u>
生徒等およびその引率者	同 <u>410</u>
その他の者	同 <u>590</u>

5 アーチェリー場

区分	金額
生徒等	円 1人1回につき <u>410</u>

その他の者	同 <u>560</u>	その他の者	同 <u>590</u>
注 省略		注 省略	